

56 賃貸オーナーの強い味方 大野会計事務所

不動産に強い税理士事務所として、相続対策・相続税申告の実績を多く積んでいます。税金面だけでなく、満室経営のノウハウや不動産の目利きとしてのアドバイスもできます

元国税調査官。法人税調査官として16年の在職中に大阪国税局長表彰、税務署長表彰、査察部長表彰等を受ける。相続対策・事業承継対策に長け、セミナー講師としても活躍



代表・大野 修

マンションオーナーとしての 的確なアドバイスを

賃貸マンションオーナーでもある所長の大野修が、長年培った経験を踏まえ、クライアントの立場に立った節税対策や事業承継対策をアドバイスします。

クライアントの8割が賃貸オーナーですが、同じオーナーとして悩みも共通。だから、痺いところに手が届くアドバイスができるのです。

しかも税務だけでなく、満室経営のノウハウや、不動産売買を検討している人には不動産の目利きとしてのアドバイスもできることが喜ばれています。

さらに所長は元国税局税務調査官で、税務調査に強いことも人気の秘密です。

申告漏れにならないポイントを押さえたアドバイスができます。全案件に必ず所長が関与し、担当スタッフとの二人体制でクライアントの悩みに幅広く応えます。

もちろん、実績に胡坐をかくことなく、税法・税制は頻繁に変わるのので、知識のバージョンアップはスタッフとともに欠かさず行っています。

クライアントの人生の 良き伴走者であり続けたい

「お客様が何を求めているらっしゃるか」「どういう方法が最良か」を常に念頭に置いて考え、実行しています。

数年前に関与した相続税申告の例を紹介します。

「全財産を〇〇（依頼人）に残す」という公正証書遺言があったにもかかわらず、その他の親族の方から遺産の要求があったケースもあります。



スタッフのレベルの高さとチームワークの良さが自慢。税理士3名、CFP1名、1級FP技能士2名、全員が専門資格を持つ税務のプロ集団です

本来なら遺留分を、ということですが、不動産がほとんどの財産であったためその算出が難しく、話し合いが難航。最初は険悪な雰囲気でしたが、私のことを敵視していた親族の方が、何度もお会いしてその方にとってのメリット・デメリットについても説明をするなどしていくうちに、だんだんと信頼してくださるようになり、場が和やかになっていき、最後は納得していただいていた期限内に申告を済ませることができました。

また、依頼人の方が相続は初めてだったので、話し合いに臨むにあたっての心構えや注意事項など細かくアドバイスをさせていただいたのですが、被相続人のご遺志とご家族を守らなければ、という強い使命感からでしょう、申告が終わる頃にはそれが必要がないほど頼もしくなられたのが嬉しく、印象に残っています。

相続対策はお金の面だけでなく、ご家族の幸せを第一に考えることが大切です。財産は争族に発展しかね

ない不動産に偏らないようバランスを考え、納税のための金融資産をしっかり確保することをお勧めします。

私たち税理士は、単に税金の計算をするだけの存在ではありません。税金以外に関しても、さまざまな知恵と力を結集してクライアントの人生の良き「伴走者」となるべく、日々成長を続けなければいけないと思っています。

◆事務所データ

代表者：大野 修
創業：2000年7月
所属：近畿税理士会
職員数：6名
所在地：大阪府大阪市北区豊崎3-19-3
ピアスタワー601B
電話番号：06-6376-1281
HP：<http://www.o-kaikei.net/>